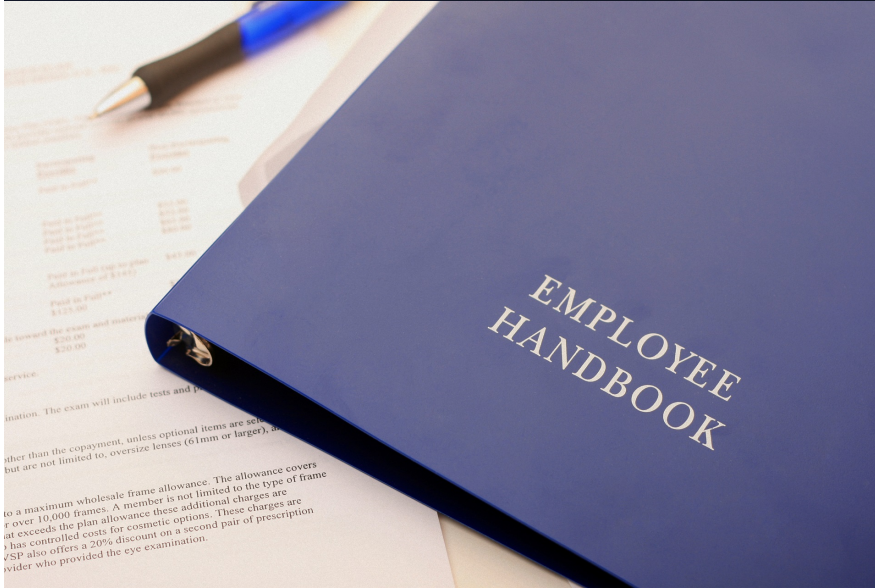




速報

ハンドブック・アップデート12日間:CROWN法

2023年12月11日

今年も残すところわずかとなりましたが、雇用主にとって重要な12のトピックを紹介する「ハンドブック・アップデート12日間」の第1回目をお届けします。

従業員ハンドブックを見直し、ポリシーが最新であることを確認する時期です。今年は、ドレスコードポリシーを見直し、従業員を人種による髪の違いから保護するCROWN法に準拠していることを確認するとよいでしょう。カリフォルニア州が2019年にCROWN法を制定した最初の州であり、全米を席巻している運動の先導をしています。

最近、テキサス州が9月にCROWN法を可決し、同法を批准した州は、24州となりました。また、全米でおよそ40の地方条例がCROWN法を制定しています。

CROWN法を制定した州は以下のとおりです。

アラスカ州、アリゾナ州、アーカンソー州、カリフォルニア州、コロラド州、コネチカット州、デラウェア州、イリノイ州、ルイジアナ州、メイン州、メリーランド州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ミネソタ州、ネブラスカ州、ネバダ州、ニュージャージー州、ニューメキシコ州、ニューヨーク州、オレゴン州、テネシー州、テキサス州、バージニア州、ワシントン州。

この時期に、自社のドレスコードを見直し、従業員の髪型やヘアスタイルが特定の人種や国籍に関連する場合に、ポリシーがその髪型やヘアスタイルを禁止したり、妨げたりするものではないことを確認してください。例えば、ツイスト、ロックス、三つ編み、アフロなどのヘアスタイルを禁止してはいけません。CROWN法は今後も続いていくので、貴社のドレスコードポリシーと慣行を見直すのは、今が良いタイミングです。

本ニュースレターは、法律の最新情報、動向をご案内するものであり、いかなる場合も法務サービス、法務アドバイスの意味を持つものではありません。本ニュースレターは、一般的な案内目的でのみ配布されるものですので、個々の

弁護士



山本真理
パートナー
シカゴ

P 312-214-8335
F 312-759-5646
mari.regnier@btlaw.com



前田千尋
オブ・カウンセル
シカゴ

P 312-214-2107
F 312-759-5646
chihiro.maeda@btlaw.com



渡邊雄平
ビジネス・トランザクション・アドバイザ
シカゴ

P 312-214-8829
F 312-759-5646
Yuhei.Watanabe@btlaw.com

関連分野

労働雇用法
日系企業サービス

問題については弁護士までご相談下さい。

©2023 Barnes & Thornburg LLP. All Rights Reserved. 書面による許可なく複製することを禁止します。